

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

江戸川区（以下「甲」という。）と〇〇町会（以下「乙」という。）は、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害発生時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が甲から指定された消火栓等を活用し、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材）

第3条 甲は、乙に対し、下記資器材を一組として貸与又は譲渡するものとする。

（1）貸与する資器材

- | | |
|---------------------------|------|
| ①応急給水用仮設給水器材 | 1セット |
| （スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース） | |
| ②布ホース（20m） | 5本 |
| ③媒介金具（径65メス→径40オス） | 1個 |

④媒介金具（径40メス→径65オス）	1個
⑤開栓器	1本
⑥鉄蓋用蓋鍵	1本
⑦鉄蓋転倒防止金具	1本
⑧鉄蓋開閉バール	1本
⑨管そう	1本
⑩保管用（搬送用）箱	1個

(2) 譲渡する資器材

①カラーコーン	4本
②コーンウエイト	4個
③コーンバー	4本
④ホーローカップ	1個
⑤バケツ	2個
⑥残留塩素検査キット（48回分）	1個
⑦応急給水訓練マニュアル	1冊
⑧応急給水訓練DVD	1枚

(資器材の保管及び棚卸)

第4条 乙は、甲から借り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう、甲に予め申請した保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施設可能な場所）にて適切に保管及び管理を行うものとする。

2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は乙が負担する。

3 乙は、年に1回、甲が求める時期に甲とともに資器材の棚卸しを行う。

(消火栓等)

第5条 乙は、甲が予め通知した消火栓等を災害発生時及び訓練時に使用するものとする。

(応急給水実施場所)

第6条 乙は、災害発生時及び訓練時に応急給水する場合、甲が予め通知した応急給水実施場所を使用するものとする。

(訓練)

第7条 乙は、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲に訓練実施の申請を行い、甲の指導の下訓練を実施するものとする。

3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第5条第1項及び前条第1項の規定により甲が通知した消火栓等及び応急給水実施場所を使用するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

(訓練参加者の損害に対する補償)

第8条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲が貸与又は譲渡した資器材の不具合が原因である場合を除き、乙が負担するものとする。

(災害発生時)

第9条 乙は、災害発生時において、住民や帰宅困難者への速やかな応急給水を行う必要があると認める場合には、第5条第1項及び第6条1項の規定により甲が通知した消火栓等・応急給水実施場所を使用して応急給水を実施することができる。ただし、当該消火栓等及び応急給水実施場所を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、使用可能な消火栓等及び応急給水実施場所を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

(相互の連絡調整)

第10条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(疑義等に関する協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年 月 日

甲 江戸川区長 多田 正見

乙 ○○町会長 ○○ ○○